

防衛庁訓令第 35 号

自衛隊における航空事故の発生を未然に防止するのに必要な資料を得るため、航空事故の調査及び報告などに関する訓令を次のように定める。

昭和 30 年 5 月 26 日

防衛庁長官 杉原 荒太

航空事故調査及び報告等に関する訓令

改正	昭和 33 年 12 月 13 日庁訓第 109 号	平成 13 年 1 月 6 日庁訓第 2 号
	昭和 35 年 12 月 24 日庁訓第 56 号	平成 18 年 3 月 27 日庁訓第 41 号
	昭和 59 年 6 月 30 日庁訓第 37 号	平成 18 年 7 月 28 日庁訓第 83 号
	平成 5 年 3 月 23 日庁訓第 7 号	平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号
	平成 10 年 3 月 25 日庁訓第 12 号	平成 19 年 8 月 30 日省訓第 145 号
	平成 10 年 12 月 2 日庁訓第 46 号	平成 27 年 10 月 1 日省訓第 39 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、自衛隊における航空事故の調査及び報告並びに航空事故による損壊物件の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(航空事故の範囲)

第 2 条 この訓令に規定する航空事故の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 航空機の墜落、衝突、火災その他の原因に起因する航空機の損壊
- (2) 航空機による人員の死亡（行方不明を含む。以下同じ。）若しくは負傷又は物件の損壊
- (3) 飛行中の航空機内における人員の死亡又は負傷

2 前項の規定にかかわらず、航空機の損壊、人員の死亡若しくは負傷又は物件の損壊であつて、次の各号に掲げるものは、航空事故に含まれないものとする。

- (1) 直接被害（加害行為により直接に生ずる被害をいう。以下この号において同じ。）によるもの及び直接被害によると推定されるもの。
- (2) 航空機の操縦に従事する者による航空機の操作に起因しないで地上において発生したもの
- (3) 研究開発のためにする航空機の損壊
- (4) 飛行中の航空機内における人員の自然死又は自己若しくは他人の加害行為に起因する死亡若しくは負傷

(人員の負傷の程度の種類)

第2条の2 航空事故による人員の負傷の程度を次のとおり分類する。

- (1) 重傷 致命傷又は致命のおそれのある負傷及び大骨折その他2週間以上の入院治療を要する見込みの負傷
- (2) 軽傷 重傷に至らない負傷で入院、入室又は休養を要するもの
(航空機の損壊の程度の種類)

第2条の3 航空事故による航空機の損壊の程度を次のとおり分類する。

- (1) 破壊 修理不能の損壊又は修理可能であつても事故現場から移動することができないか若しくは著しく困難であるもの
- (2) 大破 破壊に至らないが、自衛隊の整備能力をこえ、外注修理を必要とする損壊
- (3) 中破 大破に至らないが、陸上自衛隊若しくは航空自衛隊の補給処整備又は海上自衛隊の航空修理隊による整備を必要とする損壊
- (4) 小破 陸上自衛隊の野整備、海上自衛隊の整備補給隊による整備又は航空自衛隊の基地整備の段階以下で修理可能の損壊
(事故種別)

第2条の4 航空事故の種別の決定に当つては、次の各号に掲げる区分のうち重いものによるものとする。

- (1) 大事故 死亡又は破壊を伴つたもの
- (2) 中事故 重傷又は大破を伴つたもの
- (3) 小事故 軽傷及び小破を伴つたもの又は中破を伴つたもの
- (4) その他の事故 前各号に掲げる航空事故以外のもの
(航空事故発生時の処置)

第3条 自衛隊の部隊又は機関の長(以下「部隊等の長」という。)は、部隊又は機関の所在地若しくはその附近において航空事故が発生した場合においては、その航空事故の性質に応じ、消火、医療手段の提供、航空事故現場の警戒及び統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)への報告等を行うとともに、次に掲げる者にその旨を通報しなければならない。

- (1) 事故のあった航空機(以下「事故機」という。)に搭乗していた隊員の所属する部隊等の長
- (2) 事故機の所属する部隊等の長
- (3) 事故機が出発した飛行場及び到着予定の飛行場の管理者
- (4) その他必要と認める部隊又は機関等の長

2 前項の場合において、部隊等の長は、航空事故の調査を困難にするような処置をしてはならない。

(航空事故速報)

第4条 幕僚長、防衛大学校長又は防衛装備庁長官は、その使用する航空機について大事故又は中事故に該当すると認められる航空事故が発生した場合には、次の各号に掲げる事項について判明した事項を直ちに防衛大臣に報告しなければならない。なお、統合幕僚長が防衛大臣に報告するに当たっては、併せて関係のある幕僚長に通知することとする。

- (1) 航空事故が発生した航空機の型式、記号、番号、製造番号及び使用部隊又は機関
- (2) 機長の階級、氏名、年令及び所属部隊又は機関
- (3) 事故の発生した日時、場所及び天候
- (4) 死亡者又は行方不明者についてはその指名その他参考となる事項、負傷者についてはその具体的な症状その他参考となる事項、物件の損壊についてはその概要
- (5) 当時の状況及び事故の概要
- (6) 事故の推定原因
- (7) 事故に対する措置事項
- (8) その他の事項

2 小事故又はその他の事故についても、自衛隊に所属する航空機、物件又は隊員以外の航空機、物件に損壊があつたか、又は人員に傷害があつた場合においては、前項に準じて直ちに防衛大臣に報告しなければならない。

3 前2項の報告事項について報告後新たに判明した事項がある時はその都度報告しなければならない。

(航空事故調査委員会)

第5条 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）は、航空事故について行う調査を補佐させるため、それぞれ陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に航空事故調査委員会を設置しなければならない。

2 前項の航空事故調査委員会の組織については、防衛大臣の承認を得るものとする。
(航空事故調査報告書)

第6条 航空事故調査委員会は、航空事故調査を行い、航空事故調査報告書を作成し、これをそれぞれ各幕僚長に提出しなければならない。

2 各幕僚長は、前項の航空事故調査報告書のうち大事故又は中事故に関する航空事故調査報告書については、自己の所見を添えて2通を事故発生後4箇月以内に防衛大臣に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ防衛大臣に対しこの期間の延長を申請することができる。

3 防衛大学校長又は防衛装備庁長官は、航空事故調査を行い、航空事故調査報告書を作成するものとし、大事故又は中事故に関する航空事故調査報告書は2通を事故発生後4箇月以内に防衛大臣に提出しなければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 航空事故調査報告書には、事故の概要、事故の原因、事故防止方法に関する意見その他について記載するものとする。

(小規模の事故の場合の特例)

第7条 各幕僚長は、航空事故が、小事故又はその他の事故である場合は、当該航空事故が第9条第1項に該当する場合を除き、航空事故調査を部隊等の長に行わせることができる。

2 前項の場合においては、部隊等の長は、航空事故調査報告書を作成し、これを各幕僚長に提出しなければならない。

(航空事故調査報告書の目的)

第8条 航空事故調査報告書は、航空事故の実態を明らかにし、航空事故の防止に資することを目的とするものであつて、航空事故に関する隊員の責任を究明することを目的とするものではない。

(合同航空事故調査委員会)

第9条 防衛大臣は、航空事故が、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれかの2又はそれらのすべての航空機にかかわる場合においては、各幕僚長のうちの1を指定して、その者が設置する航空事故調査委員会に、航空事故調査を行わせ及び航空事故調査報告書を作成させ又は関係の航空事故調査委員会の委員から成る合同航空事故調査委員会を設置して、航空事故調査を行わせ及び航空事故調査報告書を作成させることができる。ただし、当該航空事故が小事故又はその他の事故である場合には航空事故の調査を部隊等の長をして行わせることができる。

2 前項ただし書の場合においては、部隊等の長は、航空事故調査報告書を作成し、これを防衛大臣に提出しなければならない。

(航空事故調査の協力)

第10条 航空事故において、自衛隊に所属する航空機、物件又は隊員以外の航空機、物件又は人員が関連する場合においては、航空事故調査委員会又は部隊等の長は、国土交通大臣その他の行う調査に協力するものとする。

2 統合幕僚長は、航空事故に係る自己の職務に関連がある事項については、航空事故調査委員会又は部隊等の長が行う航空事故調査に協力するものとする。

(損壊資材の処理)

第11条 事故機の所属する部隊等の長は、航空事故に関する調査が終了した場合には、すみやかに損壊資材を事故現場から除去し、修理し、又は回収するものとする。

2 前項の場合において、地形その他の理由により、事故現場から除去できない損壊資材は、次の各号に掲げる方法により処理しなければならない。

(1) 分解して埋没する。

(2) 前号により処理できないときは、爆薬により、広範囲に飛散させる。

(3) 前各号によつて処理できないときは、損壊資材に明瞭な黄色塗料をもつて「+」

を附す。

(航空事故月報)

第 11 条の 2 各幕僚長、防衛大学校長又は防衛装備庁長官は、毎月 10 日までにその前月中に発生した航空事故について、別紙様式及び記載例により航空事故月報正副 2 通を作成し、防衛大臣に提出しなければならない。

(委任規定)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、航空事故調査及び報告等に監視必要な事項は各幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 33 年 12 月 13 日庁訓第 109 号)

この訓令は、昭和 34 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 35 年 12 月 24 日庁訓第 56 号) (抄)

1 この訓令は、昭和 35 年 12 月 24 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 6 月 30 日庁訓第 37 号) (抄)

1 この訓令は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 23 日庁訓第 7 号) (抄)

1 この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 25 日庁訓第 12 号) (抄)

1 この訓令は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 12 月 2 日庁訓第 46 号)

この訓令は、平成 10 年 12 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 1 月 6 日庁訓第 2 号) (抄)

1 この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 27 日庁訓第 41 号)

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 7 月 28 日庁訓第 83 号) (抄)

1 この訓令は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 8 月 30 日省訓第 145 号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 10 月 1 日省訓第 39 号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別紙様式及び記載例（第11条の2関係）

航空事故月報（ 年 月分）記載例		2枚中の1枚			
一連番号	1	2	3	4	
事故種別	大	中	小	その他	
機番	〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇 〇	
機種	F-15J	OH-6D	F-4EJ改	HSS-2B	
所属	第〇航空団	〇〇方面航空隊	第〇航空団	第〇〇〇航空隊	
操縦士等 階級配属	3尉学	1尉（左） 1曹（右）	1尉（前） 2位（後）	3佐（左） 2尉（右）	
日時	6-1410	8-1120	13-0920	28-1900	
場所	〇〇〇	〇〇〇演習場	〇〇飛行場	〇〇飛行場	
損害	人員	死亡1	重傷1、軽傷1	なし	
	航空機	破壊	大破	中破	
	他物件	民間倉庫3棟全 焼	なし	なし	
事故概要 （発生時期、事故 形態種類）	4機編隊の3番機として対地射撃訓練中地表に衝突	航空隊訓練において、夜間飛行実施中、〇〇〇演習場内ヘリスポートへの着陸を試みたが、演習場内に到着	代替飛行場の天候悪化のため、母基地に単機によりGCA着陸を試みたが、降下率が過大のまま滑走路面へ接地し、機体を損傷	操縦士養成訓練中、シングル・エンジン着陸訓練の接地時に、ハード・ランディングとなり、右脚支柱を折損	
原因	調査中（未定）	調査中（未定）	操縦		主因：操縦士の技能未熟 副因：教官の指導不良
備考	広報：実施 報道：あり	広報：なし 報道：なし	広報：なし 報道：なし	広報：なし 報道：なし	
	8月分 No.5 の原因「調査中」はその後調査の結果「操縦者の技能未熟」と決定した。				

（日本工業規格A列4番）

- (注) (1) 一連番号は、事故発生の順序に月ごとに付する。
- (2) 備考欄には、前提出分月報の原因等の訂正又は決定、その他可能であれば月間事故の傾向、報道状況等を記載する。